

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,609,997,492	3,609,997,492	東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、ニューヨーク、ロンドン各証券取引所 (東京、名古屋、大阪は市場第1部)	
計	3,609,997,492	3,609,997,492		

(注) 発行済株式は、すべて議決権を有する株式である。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行している。

< 第1回新株予約権証券（平成14年6月26日決議分） >

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	3,841個	3,821個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	384,100株	382,100株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円	2,958円
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円	発行価格 2,958円 資本組入額 1,479円
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者の退任・定年退職・転籍・死亡の場合における本新株予約権の行使については以下のとおりとする。 退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月に限り、行使することができるものとする。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。 死亡の場合 本新株予約権の行使はできないものとする。 2 上記1に定める以外の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

< 第2回新株予約権証券（平成15年6月26日決議分） >

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	8,670個	8,525個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	867,000株	852,500株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円	3,116円
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円	発行価格 3,116円 資本組入額 1,558円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

< 第3回新株予約権証券（平成16年6月23日決議分） >

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	12,327個	12,116個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,232,700株	1,211,600株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円	4,541円
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成18年8月1日から 平成22年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円	発行価格 4,541円 資本組入額 2,271円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 新株予約権の相続はこれを認めない。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

< 第4回新株予約権証券（平成17年6月23日決議分） >

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	21,040個	21,040個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,104,000株	2,104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円	4,377円
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円	発行価格 4,377円 資本組入額 2,189円
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、当社第101回定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するにあたっては当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

当社は、会社法第236条および第238条の規定ならびに第239条の規定に基づき新株予約権を発行している。

< 第5回新株予約権証券（平成18年6月23日決議分） >

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数	31,760個	31,760個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,176,000株	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円	6,140円
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで	平成20年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	発行価格 6,140円 資本組入額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、当社第102回定時株主総会最終後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要す。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。 4 新株予約権の相続はこれを認めない。 5 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年4月1日～(注)1 平成15年3月31日	40,000	3,609,997		397,049		415,150
(注)2		3,609,997		397,049	1,820	416,970
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日		3,609,997		397,049		416,970
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日		3,609,997		397,049		416,970
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日		3,609,997		397,049		416,970
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日		3,609,997		397,049		416,970

(注) 1 利益による自己株式の消却による減少。

2 平成14年10月1日付でトヨタウッドユーホーム(株)を完全子会社にするために株式交換を行い、新株の発行に代えて自己株式をトヨタウッドユーホーム(株)株式1株につき0.06株割当。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		510	102	3,909	1,214	214	378,927	384,876	
所有株式数 (単元)		12,071,388	570,671	5,997,198	9,789,574	1,955	7,644,998	36,075,784	2,419,092
所有株式数 の割合(%)		33.46	1.58	16.62	27.14	0.01	21.19	100.00	

(注) 1 「その他の法人」欄には、実質株主名簿に記載されていない(株)証券保管振替機構名義の株式が、377単元含まれている。

2 「外国法人等個人以外」欄には、ADR(米国預託証券)保有分の株式が、株主数1人、1,425,588単元含まれている。

3 当社所有の自己株式は、株主総会決議に基づく自己株式の取得および単元未満株式の買取請求によるものであり、「個人その他」欄に、4,120,608単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	218,291	6.05
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	217,535	6.03
(株)豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地	200,195	5.55
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 (株)三井住友銀行 資金証券サービス部)	90 Washington Street New York, NY 10015 U.S.A (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	142,558	3.95
日本生命保険(相)	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	131,684	3.65
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務 室)	P.O.BOX 351 Boston, Massachusetts 02101 U.S.A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	130,282	3.61
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	107,818	2.99
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	83,821	2.32
三井住友海上火災保険(株)	東京都中央区新川二丁目27番2号	65,166	1.81
(株)デンソー	愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地	58,678	1.63
計		1,356,033	37.56

- (注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式412,060千株がある。
- 2 上記、各信託銀行所有株式数は、全て信託業務に係る株式の総数である。各信託銀行所有株式数のうち株主名簿上所有株式数が最も多い名義分は、それぞれ次のとおりである。
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)168,486千株、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)123,992千株、資産管理サービス信託銀行(株)(信託B口)25,971千株
- 3 ヒーローアンドカンパニーは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるザバンクオブニューヨークの株式名義人である。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注) 1	普通株式 453,311,500		
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 3,154,266,900	31,542,669	
単元未満株式	普通株式 2,419,092		
発行済株式総数	3,609,997,492		
総株主の議決権		31,542,291	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」は、自己株式412,060,800株と相互保有株式41,250,700株である。

2 「完全議決権株式(その他)」には、実質株主名簿に記載されていない(株)証券保管振替機構名義の株式37,700株(議決権377個)および名義人以外から株券喪失登録のある株式が100株(議決権1個)含まれている。

【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トヨタ自動車(株) [自己株式]	愛知県豊田市トヨタ町 1番地	412,060,800		412,060,800	11.41
東和不動産(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号	35,314,200		35,314,200	0.98
豊田合成(株)	愛知県西春日井郡春日町 大字落合字長畑1番地	1,658,900		1,658,900	0.05
名古屋テレビ放送(株)	愛知県名古屋市中区橋 二丁目10番1号	1,172,000		1,172,000	0.03
豊田鉄工(株)	愛知県豊田市細谷町四丁目 50番地	648,800		648,800	0.02
岐阜車体工業(株)	岐阜県各務原市鷺沼 三ツ池町六丁目455番地	568,900		568,900	0.02
アイシン高丘(株)	愛知県豊田市高丘新町天王 1番地	473,100		473,100	0.01
富士通テン(株)	兵庫県神戸市兵庫区御所通 一丁目2番28号	334,300		334,300	0.01
豊臣機工(株)	愛知県安城市今本町東向山 7番地	294,600		294,600	0.01
京三電機(株)	茨城県古河市丘里11番地3	222,400		222,400	0.01
トヨタ紡織(株)	愛知県刈谷市豊田町一丁目 1番地	201,300		201,300	0.01
トリニティ工業(株)	愛知県豊田市柿本町一丁目 9番地	145,400		145,400	0.00
アイシン・エイ・ ダブリュ(株)	愛知県安城市藤井町高根10 番地	100,100		100,100	0.00
愛三工業(株)	愛知県大府市共和町一丁目 1番地の1	71,700		71,700	0.00
ネットヨタ西日本(株)	福岡県福岡市博多区西月隈 三丁目1番48号	12,700		12,700	0.00
(株)東海理化電機製作所	愛知県丹羽郡大口町豊田 三丁目260番地	10,200		10,200	0.00
大豊工業(株)	愛知県豊田市緑ヶ丘三丁目 65番地	10,000		10,000	0.00
アイシン軽金属(株)	富山県射水市奈呉の江 12番地の3	9,900		9,900	0.00
ナミコー(株)	兵庫県伊丹市東有岡一丁目 65番地	2,000		2,000	0.00
津田工業(株)	愛知県刈谷市幸町一丁目 1番地1	200		200	0.00
計		453,311,500		453,311,500	12.56

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用している。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社が新株予約権を発行する方法により、当社および当社関係会社の取締役および従業員等に対して付与することを、平成14年6月26日開催の定時株主総会において、また、当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に対して付与することを、平成15年6月26日、平成16年6月23日および平成17年6月23日開催の定時株主総会において、それぞれ決議されたものである。

なお、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき当社が新株予約権を発行する方法により、当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に対して付与することを、平成18年6月23日および平成19年6月22日開催の定時株主総会において決議されている。

当該制度の内容は次のとおりである。

〔平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度〕

<平成14年6月26日決議分>

決議年月日	平成14年6月26日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役および従業員等 554名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,876,000株
新株予約権の行使時の払込金額	2,958円 (注)
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から平成20年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権の発行を受けた者の退任・定年退職・転籍・死亡の場合の取扱いは以下のとおりとする。</p> <p>退任・定年退職・転籍の場合 退任・定年退職・転籍後6ヶ月間に限り、与えられた権利を行使することができる。ただし、当社取締役を退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員を退任後ただちに当社取締役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。</p> <p>死亡の場合 死亡と同時に、与えられた権利は失効するものとする。</p> <p>2 その他の条件は、平成14年6月26日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 平成14年8月1日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、平成14年8月1日以降、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社が保有する自己株式の数を除く。

< 平成15年 6 月26日決議分 >

決議年月日	平成15年 6 月26日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 592名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	1,958,000株
新株予約権の行使時の払込金額	3,116円 (注)
新株予約権の行使期間	平成17年 8 月 1 日から平成21年 7 月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件は、平成15年 6 月26日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

< 平成16年 6 月23日決議分 >

決議年月日	平成16年 6 月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 609名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	2,021,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,541円 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年 8 月 1 日から平成22年 7 月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、上記「新株予約権の行使期間」内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件は、平成16年 6 月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ 2 第 2 項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

<平成17年6月23日決議分>

決議年月日	平成17年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 622名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	2,104,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,377円 (注)
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、平成17年6月23日開催の定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。 3 新株予約権の相続はこれを認めない。 4 その他の条件は、平成17年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

〔会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプション制度〕

<平成18年6月23日決議分>

決議年月日	平成18年6月23日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 606名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,176,000株
新株予約権の行使時の払込金額	6,140円 (注)
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成26年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、平成18年6月23日開催の定時株主総会終結後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点で在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。 4 新株予約権の相続はこれを認めない。 5 その他の条件は、平成18年6月23日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

<平成19年6月22日決議分>

決議年月日	平成19年6月22日定時株主総会および取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等 609名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	3,264,000株
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。(注)
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成27年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 新株予約権者は、平成19年6月22日開催の定時株主総会終了後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員、従業員またはその他これらに準ずる地位にあることを要す。 3 新株予約権者は、新株予約権の割当を受けた時点に在籍していた会社における取締役、常務役員または従業員等の地位を失った後も2年間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退任もしくは退職または解任もしくは解雇により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。 4 新株予約権の相続はこれを認めない。 5 その他の条件は、平成19年6月22日開催の定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 平成13年改正旧商法第210条第1項および会社法第155条第3号による普通株式の取得、ならびに平成13年改正旧商法第221条第6項および会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

平成13年改正旧商法第210条第1項による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成17年6月23日)での決議状況 (取得期間平成17年6月23日～平成18年6月23日)	65,000,000	250,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	11,575,000	71,880,750,000
当事業年度における取得自己株式	26,000,000	162,500,000,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	27,425,000	15,619,250,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	42.19	6.25
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	42.19	6.25

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月23日)での決議状況 (取得期間平成18年6月24日～平成19年6月23日)	30,000,000	200,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	18,950,100	137,009,223,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	11,049,900	62,990,777,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	36.83	31.50
当期間における取得自己株式	8,619,200	62,989,744,000
提出日現在の未行使割合(%)	8.10	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成19年6月22日)での決議状況 (取得期間平成19年6月23日～平成20年6月22日)	30,000,000	250,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

平成13年改正旧商法第221条第6項による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,377	35,851,930
当期間における取得自己株式		

会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	98,398	688,562,210
当期間における取得自己株式	13,280	97,464,960

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	1,233,100	4,534,924,124	37,600	142,331,582
保有自己株式数	412,060,800		420,655,680	

(注) 当期間の株式数および処分価額の総額には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡および単元未満株式の買取による取得は含まれていない。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、企業体質の充実・強化をはかりつつ、積極的な事業展開を推進し、1株当たり利益の継続的な増加に努めている。配当金については、毎期の業績、新規投資計画等を勘案しながら、連結配当性向を中長期的に30%とすることを目標として、成果の配分を高めていきたいと考えている。また、経営環境の変化に対応するとともに、資本効率の向上をはかるため自己株式の取得も実施している。

今後も世界的な自動車市場の成長を見込む中、内部留保資金については、安定的な経営基盤を確保しつつ、商品力の向上・次世代技術開発などの先行投資、もう一段のグローバルな事業拡大に向けた国内外の生産販売体制の整備および新規事業分野の展開に活用していく。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としている。当社は定款に、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定めている。配当の決定機関は、中間配当は取締役会であり、期末配当は定款に取締役会決議による剰余金の配当を可能とする規定を設けているが、株主の意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会としている。

当期の配当金については、上記方針に基づき、中間配当金は前期中間配当金に比較して1株につき15円増配の50円、期末配当金は前期期末配当金に比較して1株につき15円増配の70円、年間の配当金としては1株につき30円増配の120円となった。これにより、連結配当性向は23.4%となった。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月7日 取締役会決議	160,810	50
平成19年6月22日 定時株主総会決議	223,855	70

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	3,790	3,990	4,520	6,560	8,350
最低(円)	2,625	2,455	3,730	3,790	5,430

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場である。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	7,150	7,370	8,000	8,220	8,350	7,990
最低(円)	6,430	6,760	6,860	7,630	7,790	7,440

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第1部)の市場相場である。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	代表取締役	張 富士夫	昭和12年2月2日生	昭和35年4月 当社入社 昭和62年7月 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A. (株) 取締役 執行副社長 就任 昭和63年9月 当社取締役 就任 昭和63年12月 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A. (株) 取締役 社長 就任 平成6年9月 当社常務取締役 就任 平成6年10月 トヨタ モーター マニユファクチャリング U.S.A. (株) 取締役 社長 退任 平成8年6月 当社専務取締役 就任 平成10年6月 当社取締役副社長 就任 平成11年6月 当社取締役社長 就任 平成17年6月 当社取締役副会長 就任 平成18年5月 (社) 日本自動車工業会 会長 就任 平成18年6月 当社取締役会長 就任	(注) 3	36
取締役副会長	代表取締役	中 川 勝 弘	昭和17年3月11日生	平成10年9月 東京海上火災保険(株) 顧問 就任 平成13年6月 東京海上火災保険(株) 顧問 退任 平成13年6月 当社常務取締役 就任 平成14年6月 当社専務取締役 就任 平成15年6月 当社取締役副社長 就任 平成16年6月 当社取締役副会長 就任	(注) 3	26
取締役社長	代表取締役	渡 辺 捷 昭	昭和17年2月13日生	昭和39年4月 当社入社 平成4年1月 当社経営企画部長 就任 平成4年9月 当社取締役 就任 平成9年6月 当社常務取締役 就任 平成11年6月 当社専務取締役 就任 平成13年6月 当社取締役副社長 就任 平成17年6月 当社取締役社長 就任	(注) 3	28
取締役副社長	代表取締役	浦 西 徳 一	昭和17年5月3日生	昭和41年4月 当社入社 平成7年1月 当社経営企画部副部長兼事業開発部主査 就任 平成8年6月 当社取締役 就任 平成13年6月 当社常務取締役 就任 平成15年6月 当社専務取締役 就任 平成16年6月 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株) 取締役会長 就任 平成17年6月 当社取締役副社長 就任 (平成17年10月 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株) はトヨタ モーター ヨーロッパ(株) およびトヨタ モーター エンジニアリング・マニユファクチャリング ヨーロッパ(株) と合併し、トヨタ モーター ヨーロッパ(株) に社名変更)	(注) 3	24
取締役副社長	代表取締役	岡 本 一 雄	昭和19年2月20日生	昭和42年4月 当社入社 平成7年1月 当社第2開発センター第2ボデー設計部長 就任 平成8年6月 当社取締役 就任 平成13年6月 当社常務取締役 就任 平成15年6月 当社専務取締役 就任 平成17年6月 当社取締役副社長 就任	(注) 3	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役副社長	代表取締役	笹津 恭士	昭和19年6月11日生	昭和42年4月 平成9年1月 トヨタ自動車販売(株)入社 当社第3営業本部カラーラ店 部長就任 平成9年6月 当社取締役就任 平成13年6月 当社常務取締役就任 平成15年6月 当社専務取締役就任 平成17年6月 当社取締役副社長就任	(注)3	24
取締役副社長	代表取締役	木下 光男	昭和21年1月1日生	昭和43年4月 平成8年1月 平成9年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 当社入社 当社海外渉外広報部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任	(注)3	24
取締役副社長	代表取締役	内山田 竹志	昭和21年8月17日生	昭和44年4月 平成8年1月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年6月 当社入社 当社第2開発センターチーフ エンジニア就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 トヨタ自動車技術センター (中国) (有)取締役会長就任	(注)3	24
取締役副社長	代表取締役	瀧本 正民	昭和21年1月13日生	昭和45年4月 平成6年4月 平成11年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 当社入社 当社第3開発センター第3企 画部長就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任	(注)3	25
取締役副社長	代表取締役	豊田 章男	昭和31年5月3日生	昭和59年4月 平成12年5月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年3月 平成16年3月 平成16年6月 平成17年6月 当社入社 当社Gazoo事業部主査兼国内業 務部業務改善支援室主査就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 デジタルメディア アジア パ ンフィック(株)取締役会長就任 トヨタ汽(天津)金型(有)取 締役会長就任 トヨタ自動車技術センター (中国) (有)取締役副会長就任 当社取締役副社長就任	(注)3	4,560
専務取締役	米州本部長	布野 幸利	昭和22年2月1日生	昭和45年4月 平成9年7月 平成12年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年5月 トヨタ自動車販売(株)入社 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長就任 米国トヨタ自動車販売(株)上級 副社長退任 当社取締役就任 当社常務役員就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長就任 キャルティ デザイン リサー チ(株)取締役副社長就任 トヨタ ロジスティクス サ ービス(株)取締役社長就任 当社取締役就任 当社専務取締役就任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役社長退任 米国トヨタ自動車販売(株)取締 役会長就任 トヨタ モーター ノース アメ リカ(株)取締役会長就任 トヨタ パーソナル サービス U. S. A. (株)取締役社長就任	(注)3	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	事業開発本部長 経理本部長	鈴木 武	昭和22年11月18日生	昭和45年4月 平成9年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成16年6月	トヨタ自動車販売(株)入社 当社経理部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	12
専務取締役	調達本部長	新美 篤志	昭和22年7月30日生	昭和46年4月 平成11年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年4月	当社入社 当社生技管理部長就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニュファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長就任 当社常務役員就任 当社取締役就任 トヨタ モーター マニュファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役社長退任 当社専務取締役就任 トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニュファクチャリング ノース アメリカ(株)取締役会長就任 (平成18年4月 トヨタ モーター マニュファクチャリング ノース アメリカ(株)よりトヨタ モーター エンジニアリング アンド マニュファクチャリング ノース アメリカ(株)に社名変更)	(注)3	20
専務取締役	グローバル営業 企画本部長	高田 坦史	昭和21年12月22日生	昭和44年4月 平成7年3月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月	トヨタ自動車販売(株)入社 当社宣伝部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	8
専務取締役	渉外・広報 本部長 住宅事業本部長	立花 貞司	昭和22年1月18日生	昭和44年4月 平成10年9月 平成13年6月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年6月	当社入社 当社東京業務部長就任 当社取締役就任 トヨタホーム(株)取締役社長就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	10
専務取締役	品質保証本部長	佐々木 眞一	昭和21年12月18日生	昭和45年4月 平成12年1月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成17年10月 平成17年10月 平成18年7月	当社入社 当社堤工場工務部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 トヨタ モーター エンジニアリング・マニュファクチャリング ヨーロッパ(株)取締役社長就任 当社専務取締役就任 トヨタ モーター エンジニアリング・マニュファクチャリング ヨーロッパ(株)取締役社長退任 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長就任 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長退任 (平成17年10月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)はトヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)がトヨタ モーター ヨーロッパ(株)およびトヨタ モーター エンジニアリング・マニュファクチャリング ヨーロッパ(株)と合併し、トヨタ モーター ヨーロッパ(株)に社名変更)	(注)3	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	豪亜中近東 本部長	岡部 聡	昭和22年9月17日生	昭和46年4月 平成12年1月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 当社オセアニア・中近東本部 オセアニア・中近東営業部長 就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任 トヨタ モーター アジア パシ フィック㈱取締役会長就任	(注)3	20
専務取締役	国内営業本部長	一丸 陽一郎	昭和23年10月10日生	昭和46年7月 平成12年1月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 当社カローラ店営業本部カロー ラ店営業部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	17
専務取締役	生産技術本部長 F C開発本部 副本部長	井川 正治	昭和24年9月1日生	昭和50年4月 平成12年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成17年6月	当社入社 当社生技管理部長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	24
専務取締役	生産企画本部長 製造本部長	伊奈 功一	昭和23年5月6日生	昭和48年4月 平成13年9月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月	当社入社 当社元町工場工務部長兼同工 場B R 海外自立支援室長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 サイアムトヨタマニユファク チャリング㈱取締役会長就任 フィリピントヨタ自動車部品 ㈱取締役会長就任 当社専務取締役就任	(注)3	20
専務取締役	商品開発本部長	吉田 健	昭和24年3月21日生	昭和49年4月 平成10年1月 平成15年6月 平成19年6月	当社入社 当社第2開発センターチーフ エンジニア就任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	14
専務取締役	パワートレーン 本部長	小吹 信三	昭和25年3月8日生	昭和47年4月 平成15年1月 平成15年6月 平成19年6月	当社入社 当社第3企画部長兼同部C V 室長兼LEXUS企画部長就 任 当社常務役員就任 当社専務取締役就任	(注)3	21
専務取締役	中国本部長	佐々木 昭	昭和23年2月26日生	昭和45年4月 平成14年11月 平成15年6月 平成15年7月 平成15年7月 平成15年8月 平成19年6月	当社入社 当社中国部主査就任 当社常務役員就任 天津トヨタ鍛造部品(有)取締 役会長就任 天津豊津汽車伝動部件(有)取 締役会長就任 トヨタ自動車技術センター (中国) (有)取締役社長就任 当社専務取締役就任	(注)3	6
専務取締役	カスタマー サービス本部長	川上 博	昭和24年5月3日生	昭和47年4月 平成14年1月 平成15年6月 平成16年6月 平成19年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 当社米州営業部長就任 当社常務役員就任 ㈱ジェータックス取締役社長 就任 当社専務取締役就任	(注)3	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	欧州・アフリカ 本部長	荒 島 正	昭和24年8月14日生	昭和48年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成15年1月 当社ヨーロッパ部長就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成15年6月 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)取締役社長就任 平成16年4月 バウダ(株)取締役副会長就任 平成17年10月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役副社長就任 平成18年7月 トヨタ モーター ヨーロッパ(株)取締役社長就任 平成19年6月 当社専務取締役就任 (平成17年10月 トヨタ モーター マーケティング ヨーロッパ(株)はトヨタ モーター ヨーロッパ(株)およびトヨタ モーター エンジニアリング・マニファクチャリング ヨーロッパ(株)と合併し、トヨタ モーター ヨーロッパ(株)に社名変更)	(注) 3	20
専務取締役	渉外・広報 本部副本部長	古 橋 衛	昭和25年1月3日生	昭和48年4月 当社入社 平成11年1月 当社東京秘書部長就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成19年6月 当社専務取締役就任	(注) 3	10
専務取締役	総務・人事 本部長	小 澤 哲	昭和24年8月5日生	昭和49年4月 トヨタ自動車販売(株)入社 平成14年6月 当社海外企画部副部長就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成18年6月 トヨタパーソナルサポート(株)取締役社長就任 平成18年6月 (株) オージェイティイー・ソリューションズ取締役社長就任 平成19年6月 当社専務取締役就任	(注) 3	15
専務取締役		James E. Press	昭和21年10月4日生	昭和45年4月 米国トヨタ自動車販売(株)入社 平成12年12月 米国トヨタ自動車販売(株)取締役執行副社長兼チーフオペレーター兼オフィサー就任 平成15年6月 当社常務役員就任 平成17年6月 米国トヨタ自動車販売(株)取締役社長就任 平成18年5月 トヨタ モーター ノース アメリカ(株)取締役社長就任 平成18年6月 米国トヨタ自動車販売(株)取締役社長退任 平成19年6月 当社専務取締役就任	(注) 3	—
取締役 名誉会長		豊 田 章一郎	大正14年2月27日生	昭和27年7月 当社入社 昭和27年7月 当社取締役就任 昭和36年1月 当社常務取締役就任 昭和42年10月 当社専務取締役就任 昭和47年12月 当社取締役副社長就任 昭和56年6月 当社取締役就任 昭和56年6月 トヨタ自動車販売(株)取締役社長就任 昭和57年7月 当社取締役社長就任 平成4年9月 当社取締役会長就任 平成7年6月 (株)豊田中央研究所代表取締役就任 平成8年6月 (株)コンボン研究所代表取締役就任 平成10年6月 東和不動産(株)代表取締役会長就任 平成11年6月 当社取締役名誉会長就任	(注) 3	11,172

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役相談役		奥田 碩	昭和7年12月29日生	昭和30年4月 昭和54年2月 昭和57年7月 昭和62年9月 昭和63年9月 平成4年9月 平成7年8月 平成11年6月 平成18年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 トヨタ自動車販売㈱豪亜部長 就任 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任 当社取締役社長就任 当社取締役会長就任 当社取締役相談役就任	(注)3	64
常勤監査役		天野 吉和	昭和24年3月11日生	昭和47年4月 平成12年1月 平成14年6月 平成15年6月 平成19年6月	当社入社 当社コーポレートIT部副部 長就任 当社取締役就任 当社常務役員就任 当社常勤監査役就任	(注)4	17
常勤監査役		山口 千秋	昭和24年12月25日生	昭和47年4月 平成13年6月 平成15年6月 平成15年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 トヨタファイナンス㈱専務取 締役就任 トヨタファイナンス㈱専務取 締役退任 当社常勤監査役就任	(注)4	5
常勤監査役		中津川 昌樹	昭和28年1月29日生	昭和51年4月 平成16年10月 平成18年6月	トヨタ自動車販売㈱入社 当社経理部長就任 当社常勤監査役就任	(注)5	5
監査役		茅 陽一	昭和9年5月18日生	平成7年5月 平成10年4月 平成15年6月	東京大学名誉教授就任 ㈱地球環境産業技術研究機構 副理事長就任 当社監査役就任	(注)4	—
監査役		森下 洋一	昭和9年6月23日生	平成5年2月 平成12年6月 平成18年6月 平成18年6月	松下電器産業㈱取締役社長就 任 松下電器産業㈱取締役会長就 任 当社監査役就任 松下電器産業㈱相談役就任	(注)5	—
監査役		岡田 明重	昭和13年4月9日生	平成9年6月 平成13年4月 平成14年12月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年6月	㈱さくら銀行取締役頭取就任 ㈱三井住友銀行取締役会長就 任 ㈱三井住友フィナンシャルグ ループ取締役会長就任 ㈱三井住友フィナンシャルグ ループ取締役会長退任 ㈱三井住友銀行特別顧問就任 当社監査役就任	(注)5	—
監査役		松尾 邦弘	昭和17年9月13日生	平成16年6月 平成18年6月 平成18年9月 平成19年6月	最高検察庁検事総長就任 最高検察庁検事総長退官 弁護士登録 当社監査役就任	(注)4	—
計							16,323

- (注) 1 監査役 茅 陽一、監査役 森下 洋一、監査役 岡田 明重および監査役 松尾 邦弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
- 2 取締役副社長 豊田 章男と取締役名誉会長 豊田 章一郎は、親子関係にある。
- 3 取締役の任期は、平成19年6月22日開催の定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会の終結の時までである。
- 4 監査役 天野 吉和、監査役 山口 千秋、監査役 茅 陽一、監査役 松尾 邦弘の任期は、平成19年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までである。
- 5 監査役 中津川 昌樹、監査役 森下 洋一、監査役 岡田 明重の任期は、平成18年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会の終結の時までである。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

当社は、長期安定的な企業価値の向上を経営の最重要課題としている。その実現のためには、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客様に満足していただける商品を提供することにより長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えている。この考え方は、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」にも記されており、また、平成17年1月には、これをより具体的に明記した「社会・地球の持続可能な発展への貢献」を「トヨタ基本理念」の解説書として策定し、公表、展開している。このような中で、グローバル企業としての競争力を一層強化していくために、様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっている。

現行の経営制度は、平成15年に導入されたものである。それ以前との主な違いは、取締役数を減らすとともに、取締役ではない「常務役員」を新設したことである。現行制度では、全社の様々な機能のオペレーションに関して、取締役である「専務」が最高責任者の役割を担い、「常務役員」が実務を遂行するという仕組みになっている。「専務」を経営に特化させるのではなく、当社の強みである「現場重視」の考え方の下で、経営と現場の繋ぎ役と位置付けていることが、大きな特徴である。この結果として、現場意見の全社経営戦略への反映や、経営意思決定事項のオペレーションへの迅速な展開を通じて、現場に直結した意思決定をすることが可能になっている。

また、当社では、「インターナショナル・アドバイザリー・ボード」を設置し、海外の有識者からグローバルな視点で、様々な経営課題に関するアドバイスを受けている。その他、「労使協議会・労使懇談会」、「社会貢献活動委員会」、「トヨタ環境委員会」、「ストックオプション委員会」などの各種の協議会・委員会を通じて、様々なステークホルダーの視点から、経営や企業行動のあり方について審議やモニタリングを行っている。

企業倫理の確立およびコンプライアンスの徹底のため、当社は副社長以上の取締役および監査役の代表で構成される「企業行動倫理委員会」を設置しており、企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題ならびにその対応について審議している。また、従業員に対して社外弁護士を受付窓口とする「企業倫理相談窓口」をはじめとした複数の相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する重要情報の早期把握に努めている。今後とも全世界のトヨタで働く人々の心構え・行動指針である「トヨタ行動指針」の一層の浸透をはかるとともに、各階層・各機能における教育や研修を通じて、企業倫理の徹底に努めていきたいと考えている。

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役を含む7名の監査役は、監査役会が定めた監査の方針および実施計画に従って監査活動を実施し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っている。また、内部監査に関しては、経営者および直轄の独立した専任組織が、体制面の充実をはかり、財務報告に係る内部統制の有効性を当連結会計年度より適用された米国企業改革法404条に従い、評価している。これらの監査役監査および内部監査に、外部監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時会合をもち、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通をはかりながら、効率的で実効性のある監査を実施している。なお、当社の当連結会計年度および当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は初川浩司、磯部泰夫、中村明彦および木内仁志であり、あらた監査法人に所属している。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士61名、会計士補等27名、その他26名である。

アカウンタビリティ（説明責任）の充実としては、米国企業改革法の制定を受け「情報開示委員会」を設置し、フォーム20-Fに基づく年次報告書および有価証券報告書等において、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保している。

今後とも、以上のような長期的な視点からの経営戦略の立案と施策の実行を通じて企業価値の長期安定的な向上に努めていきたいと考えている。

なお、平成18年5月10日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をまとめた「内部統制の整備に関する基本方針」を決議している。

(2) 役員報酬の内容

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する報酬等の内容は次の通りである。

	人員：名	報酬等の額：百万円
取締役	25	3,022
監査役	7	329
(うち社外監査役)	(4)	(94)
	32	3,352

(注) 1 期末日現在の人員数を記載している。

2 報酬等の額には、下記の金額を含めている。

役員賞与金（平成19年6月22日開催の第103回定時株主総会決議）

ストックオプション（平成18年6月23日開催の第102回定時株主総会決議）

退任役員に対する慰労金（平成18年6月23日開催の第102回定時株主総会決議および平成19年6月22日開催の第103回定時株主総会決議）

3 前連結会計年度の役員賞与金および退任役員に対する慰労金の支払額は、下記のとおりである。

役員賞与金（平成18年6月23日開催の第102回定時株主総会決議）：727百万円

退任役員に対する慰労金（平成18年6月23日開催の第102回定時株主総会決議）：71百万円

(3) 監査報酬の内容

当連結会計年度におけるトヨタのあらた監査法人に対する報酬等の内容は、次の通りである。

	報酬等の額：百万円
1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	1,858
2 トヨタが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,495

(4) 社外監査役との関係

当社社外監査役およびその近親者と当社との間に、特別な利害関係はない。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としている。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役を30名以内とする旨を定款で定めている。

(7) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めている。また、上記のほか、会社法第459条第1項各号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めている。

(8) 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めている。また、上記のほか、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項についても、取締役会での決議を可能とする旨を定款で定めている。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めている。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。